

## ○執行機関の附属機関に関する条例

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。

| 附属機関の属<br>する執行機関 | 附属機関                  | 担当事務                                                        |
|------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------|
| 市長               | 病院運営審議会               | 市立豊中病院の業務の運営についての重要事項の調査審議に関する事務                            |
|                  | 豊中市特別職報酬等審議会          | 議会の議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額並びに議会における政務活動費の額の決定についての調査審議に関する事務 |
|                  | 豊中市保健医療審議会            | 保健医療についての総合的な施策その他の重要事項及び保健所の運営に係る事項の調査審議に関する事務             |
|                  | 豊中市総合計画審議会            | 総合計画に関する重要事項の調査審議に関する事務                                     |
|                  | 豊中市上下水道事業運営審議会        | 水道事業及び公共下水道事業の運営についての重要事項の調査審議に関する事務                        |
|                  | 豊中市同和問題解決推進協議会        | 同和問題の解決についての諸課題の調査審議に関する事務                                  |
|                  | 豊中市大規模小売店舗立地審議会       | 大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持に関する重要事項の調査審議に関する事務                |
|                  | 豊中市歴史的文化的文書審議会        | 歴史的文化的価値を有する文書の保存及び利用についての諸課題の調査審議に関する事務                    |
|                  | 豊中市公共事業再評価委員会         | 公共事業の再評価についての調査審議に関する事務                                     |
|                  | とよなか都市創造研究所運営委員会      | 都市政策に関する調査及び研究計画の策定等についての調査審議に関する事務                         |
|                  | 豊中市予防接種健康被害調査委員会      | 予防接種による健康被害に係る医学的見地からの調査に関する事務                              |
|                  | 豊中市公共施設等有効活用委員会       | 公共施設等の有効活用についての調査審議に関する事務                                   |
|                  | 豊中市窓口関連業務委託事業者選定評価委員会 | 窓口関連業務を委託する事業者の選定及び業務の履行状況の評価についての調査審議に関する事務                |

|       |                             |                                                |
|-------|-----------------------------|------------------------------------------------|
|       | 豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会       | 豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての重要事項の調査審議に関する事務         |
|       | 豊中ブランド戦略審議会                 | 豊中ブランド戦略についての重要事項の調査審議に関する事務                   |
|       | 豊中市産業振興審議会                  | 産業振興についての重要事項の調査審議に関する事務                       |
|       | 豊中市提案型空き家利活用リフォーム助成事業審査会    | 提案型空き家利活用リフォーム助成事業についての重要事項の調査審議に関する事務         |
|       | 豊中市情報化計画策定評価委員会             | 豊中市情報化計画の策定及び評価についての調査審議に関する事務                 |
|       | 豊中市地域公共交通協議会                | 豊中市公共交通改善計画の策定，評価その他の公共交通についての重要事項の調査審議に関する事務  |
| 教育委員会 | 豊中市学校教育審議会                  | 市立小学校及び中学校の通学区域その他の学校教育のあり方についての諸課題の調査審議に関する事務 |
|       | 豊中市小・中学校教科用図書選定委員会          | 市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の選定についての調査審議に関する事務      |
|       | 春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会        | 春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備計画の策定等についての調査審議に関する事務         |
|       | 豊中市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価委員会 | 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての調査審議に関する事務 |

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織，運営その他附属機関に関し必要な事項は，当該執行機関が定める。

## ○豊中市公共施設等有効活用委員会規則

### （目的）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市公共施設等有効活用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、公共施設等の有効活用について調査審議し、その意見を答申するものとする。

### （組織）

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

### （委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、資産活用部施設活用課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (抜 粋)

この規則の施行後最初に招集される委員会並びに委員長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

この規則は、平成30年11月1日から施行する。